

## [事案 2019-64] 介護保険金支払請求

・令和元年9月26日 裁定終了

### <事案の概要>

請求に関し詐欺行為があったとして契約を解除されたことを不服として、解除の取消しおよび介護保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腰椎椎間板ヘルニアにより要介護状態となったことを理由に、平成15年7月に契約した終身保険に付加された介護特約にもとづき、介護保険金を請求したところ、保険会社は、自分が事実と異なる要介護状態を証明する診断書を作成するよう医師に依頼し、その診断書を提出して介護保険金の請求を行ったと判断し、重大事由による解除を行った。しかし、診断書の内容は事実であるため、解除を取り消して、介護保険金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、診断書は、申立人の指示によって作成された虚偽の内容のものであるため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款に定める「要介護状態」の該当可否を確認するための日常生活動作に関する記載は、申立人の自己申告によるものであり、また、本請求以前の介護給付金請求時の診断書から内容が修正されている。
- (2)診断書に記載された要介護状態該当期間中に申立人が入院した別病院の資料によると、診断書の記載とは異なり、要介護状態には該当しないと判断される事実の記載があった。
- (3)日常生活動作の一部について、申立人の主張も、本請求以前の介護給付金請求時と本請求時では、内容が変遷している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、診断書上の要介護期間における申立人の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が事実と異なる要介護状態を証明する診断書を作成するよう医師に依頼し、その診断書を提出して介護保険金の請求を行ったと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。